

分 析 表

推計新規入院件数、推計平均在院日数
及び推計1入院当たり医療費

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の令和元年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

○推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の算定方法

入院受診延日数は次の1. で示すように推計新規入院件数（前月以前に退院した者が当月再入院した場合を含む）と推計平均在院日数（次の2. の関係を用いて入院の1件当たり日数から算定した平均在院日数）の積に分解できる。

したがって、次の3. で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」（入院発生）、「推計平均在院日数」（入院期間）及び「入院の1日当たり医療費」（入院単価）の3要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費（推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費）の積に分解できる。

1. 入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

$$\text{入院受診延日数} = \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数}$$

$$\text{推計新規入院件数} = \text{入院受診延日数} \div \text{推計平均在院日数}$$

2. 1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

$$\text{推計平均在院日数} = \text{1件当たり日数} \times \frac{\text{月の日数} - 1}{\text{月の日数} - \text{1件当たり日数}}$$

$$\text{1件当たり日数} = \text{推計平均在院日数} \times \frac{\text{月の日数}}{\text{月の日数} - 1 + \text{推計平均在院日数}}$$

$$\text{月の日数} = \text{当該期間の日数} \div \text{当該期間の月数}$$

3. 入院医療費の3要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

$$\text{推計1入院当たり医療費} = \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費}$$

$$\begin{aligned} \text{入院医療費} &= \text{入院受診延日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計平均在院日数} \times \text{入院の1日当たり医療費} \\ &= \text{推計新規入院件数} \times \text{推計1入院当たり医療費} \end{aligned}$$

4. 推計平均在院日数に関する留意事項

(1) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。

①入院患者の範囲の違い

病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外

に、国民健康保険事業年報には含まれないその他（正常な分娩や検査入院、自賠責保険、労災、自費診療など）の患者が含まれる。

②算定方法の違い

国民健康保険事業年報の推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③退院日が含まれるかどうかの違い

国民健康保険事業年報の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い

当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数は、国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では1回の入院の入院日数として扱い、通算する。

病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

(2) 入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。

(3) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

(参考) 具体的な計算手順

①レセプト統計から入院の1件当たり日数を計算する。

$$1 \text{ 件当たり日数} = \text{受診延日数} \div \text{レセプト件数}$$

②推計平均在院日数を1件当たり日数を用いて、上記2.の方法により計算する。

なお、「月の日数」は、令和元年度(365日)分の統計なので、 $365 \div 12$ (30.4日)とする。

③推計新規入院件数を、上記1.の方法により計算する。

④推計1入院当たり医療費を、上記3.の方法により計算する。

分析表 都道府県、業種別推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の状況

	1人当たり 入院医療費		100人当たり 推計新規入院件数		推計平均在院日数		入院1日当たり 医療費		推計1入院当たり 医療費	
	順位	実数 (円)	順位	実数 (件/百人)	順位	実数 (日)	順位	実数 (円)	順位	実数 (円)
北海道	14	169,149	7	14.66	32	31.43	13	36,714	31	1,153,924
青森県	36	134,244	34	11.88	33	31.33	17	36,065	40	1,129,938
岩手県	26	145,427	33	11.90	11	40.00	39	30,559	14	1,222,354
宮城県	33	139,260	22	12.57	36	30.71	16	36,072	45	1,107,621
秋田県	18	162,664	21	12.59	9	40.81	36	31,648	7	1,291,557
山形県	22	149,491	24	12.52	22	34.88	23	34,240	20	1,194,157
福島県	31	140,031	29	12.27	27	34.10	29	33,475	37	1,141,337
茨城県	45	115,552	42	10.80	39	29.28	15	36,538	46	1,069,908
栃木県	41	125,702	45	10.67	26	34.26	22	34,379	25	1,177,885
群馬県	39	133,070	38	11.41	24	34.74	27	33,578	26	1,166,478
埼玉県	44	117,152	46	10.18	38	29.43	7	39,083	33	1,150,373
千葉県	43	120,905	43	10.73	40	29.21	8	38,568	41	1,126,414
東京都	47	109,798	47	9.91	46	27.29	3	40,617	44	1,108,293
神奈川県	42	123,063	40	11.08	45	27.39	5	40,545	43	1,110,378
新潟県	29	144,501	39	11.34	12	39.85	35	31,971	9	1,274,149
富山県	19	161,345	15	13.86	20	35.27	30	33,005	28	1,164,240
石川県	8	179,361	9	14.53	15	37.96	34	32,529	13	1,234,725
福井県	13	169,802	10	14.19	21	35.24	24	33,952	19	1,196,387
山梨県	37	133,990	35	11.71	28	34.06	26	33,590	35	1,144,222
長野県	35	137,558	32	11.97	35	30.94	11	37,160	34	1,149,621
岐阜県	38	133,323	36	11.71	34	31.16	14	36,544	38	1,138,750
静岡県	40	128,717	41	10.83	30	32.10	12	37,028	23	1,188,586
愛知県	46	112,823	44	10.71	47	25.76	2	40,881	47	1,053,133
三重県	23	147,318	28	12.30	23	34.81	21	34,411	18	1,197,766
滋賀県	24	146,139	23	12.54	43	28.97	6	40,221	27	1,165,021
京都府	28	144,525	30	12.13	41	29.11	1	40,949	21	1,191,887
大阪府	32	139,546	27	12.32	44	27.92	4	40,584	39	1,133,108
兵庫県	27	144,860	25	12.51	37	30.61	10	37,834	30	1,158,005
奈良県	34	139,126	26	12.44	42	29.09	9	38,440	42	1,118,032
和歌山県	30	143,541	31	12.10	29	33.38	19	35,542	24	1,186,207
鳥取県	15	167,726	16	13.82	25	34.73	20	34,932	16	1,213,277
島根県	2	197,097	4	15.07	13	39.83	32	32,833	4	1,307,792
岡山県	12	169,966	5	14.89	31	31.77	18	35,923	36	1,141,380
広島県	21	156,210	19	13.11	19	35.44	25	33,622	22	1,191,438
山口県	3	195,236	13	14.05	1	46.36	41	29,965	1	1,389,226
徳島県	11	177,904	18	13.50	2	46.26	46	28,478	2	1,317,384
香川県	10	178,251	14	13.96	10	40.44	37	31,578	8	1,276,860
愛媛県	17	164,546	11	14.17	18	35.49	33	32,716	29	1,160,947
高知県	7	189,684	8	14.63	8	41.25	38	31,425	6	1,296,390
福岡県	20	158,557	20	13.04	17	36.94	31	32,920	15	1,216,066
佐賀県	5	191,990	6	14.66	4	44.32	42	29,541	3	1,309,411
長崎県	6	191,860	3	15.52	6	42.54	44	29,060	12	1,236,109
熊本県	9	178,954	12	14.14	5	43.08	43	29,374	10	1,265,526
大分県	4	194,870	1	16.93	14	38.34	40	30,016	32	1,150,808
宮崎県	16	165,493	17	13.72	7	41.51	45	29,057	17	1,206,232
鹿児島県	1	202,996	2	15.65	3	45.77	47	28,332	5	1,296,824
沖縄県	25	145,591	37	11.68	16	37.19	28	33,526	11	1,246,928
医師	3	51,349	5	6.50	2	13.42	2	58,892	2	790,340
歯科医師	5	46,652	4	6.79	6	12.26	5	56,064	6	687,502
薬剤師	6	46,611	6	6.42	5	12.40	3	58,589	4	726,534
一般業種	2	56,326	2	7.21	3	12.79	1	61,096	3	781,129
建設関係	1	65,173	1	8.09	1	14.63	6	55,069	1	805,869
全国土木	4	48,980	3	6.93	4	12.41	4	56,946	5	706,717
市町村		139,696		12.01		32.46		35,851		1,163,630
組合		58,176		7.49		13.77		56,403		776,589
合計		132,249		11.59		31.35		36,383		1,140,783

(注) 1. 1人当たり入院医療費及び1日当たり医療費には、食事療養・生活療養（医科）費用額は含まれない。

2. 結果はある程度幅を持って受け止めるべきことに留意が必要である。